

# 情報公開制度・個人情報保護制度

～平成21年度の運用状況をお知らせします～



町では、56,224件の公文書を所有しています(平成21年度末現在)。  
 日野町情報公開条例と日野町個人情報保護条例の定めにより、1年間の運用状況を皆さんにお知らせします。

## ◆情報公開制度とは

日野町情報公開条例(平成12年4月施行)に基づき、より開かれた町政をめざし、町民の皆さんからの請求に応じて公文書を公開する制度です。

●公開の請求件数……………1件

うち公文書の公開を決定した件数

(部分公開を含む)……………1件

\*公開請求内容および処理結果は、日野町ホームページ上でお知らせしています。

## ◆個人情報保護制度とは

日野町個人情報保護条例(平成15年10月施行)に基づき、町が所有する町民の皆さんの個人情報の取り扱いについて必要なルールを定め、皆さんが自分の情報を見たり訂正したりする権利などを保障し、プライバシーをより一層保護し公正で信頼されるまちづくりを進めるための制度です。

個人情報取扱事務登録数

309件

個人情報(自己情報)の

開示請求等 1件

情報提供の充実をめざして

町政情報コーナー

町が作成した刊行物などを自由に閲覧できるコーナーを役場庁舎1階に設置しています。

日野町ホームページ

町のホームページでは、毎日の生活に役立つ暮らしの情報をはじめ、町のいろいろな情報を町民の皆さんに発信しています。

## ◆問い合わせ先

企画振興課 企画人権担当

☎6552 有線⑤8963

ホームページアドレス

<http://www.town.shiga-hino.lg.jp/>

## 水道週間

6月1日(火)  
～7日(月)

「水道に  
寄せる信頼  
飲む安心」



この機会に今一度  
水道について考えてみましょう

## 子ども手当現況届は 6月30日までに



平成22年4月から、児童手当制度に変わり、子ども手当制度が始まりました。この制度は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、中学校修了までの子ども1人につき月額1万3千円を親等に支給する制度です。

子ども手当現況届は、現在の児童の養育状況を確認し、子ども手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するものです。

現況届の提出期限は、6月30日(水)までとなっています。対象の方へは、役場から現況届を発送しますので、届いた方につきましては、手続きをしてください。なお、この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※平成22年度においては、平成22年4月1日現在子ども手当の支給要件に該当する方で、新規認定請求の手続きをされた方については、現況届の提出は必要ありません。ただし、別居監護の方については現況届が必要となる場合があります。

◆提出・問い合わせ先 福祉課 福祉担当 ☎6573 有線⑤7772